豊島区の地区区分

区の計画には、様々な地区区分があり、以下に参考として示す。

1) 旧出張所界やその他計画等の区分

下図に、旧出張所界(12区分)及び町会連合会界(区政連絡会、12区分)を示す。現行マスタープランの12の地区区分とも大まかには重なる部分も多い。

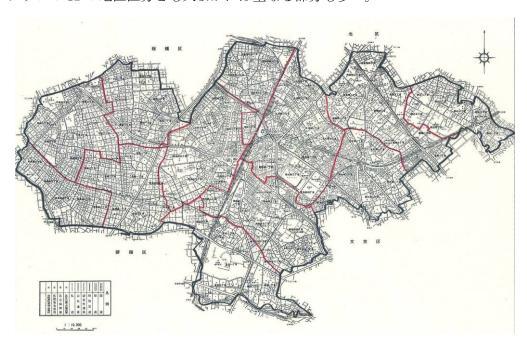


図 旧出張所界(12区分)区域図

出典:豊島区資料

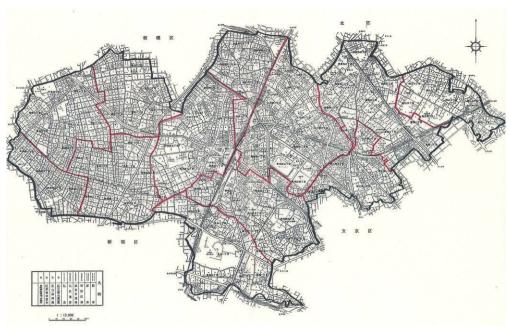


図 町会連合会界(区政連絡会、12区分)区域図

出典:豊島区資料

小中学校通学区域及び高齢者福祉圏域は下図の通りである。現行マスタープランの地区区分とは異なる部分が多い。

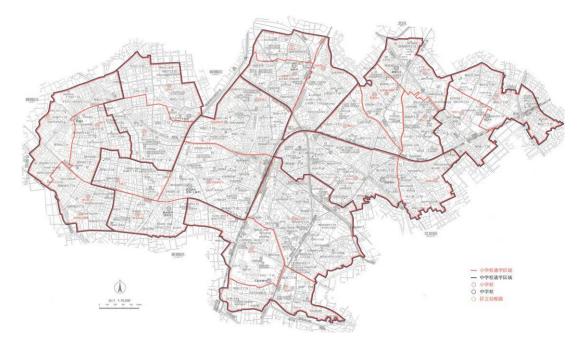


図 小学校通学区区域図

出典:豊島区教育委員会資料



図 各地域包括支援センター圏域図

出典:「豊島区地域保健福祉計画」H21

2) 未来戦略プランの区分

未来戦略プランは、中央地域を中心に東西南北に地域を設置したわかりやすい区分である。 これに近い地区区分は、かつての住宅マスタープラン等にもみられる。



図 未来戦略プランの区分

東部		北部		南部		西部		中央	
駒込	1-7 丁目	西巣鴨	1-4丁目	南池袋	3/4丁目	南長崎	1-6 丁目	東池袋	1-5 丁目
巣鴨	1-5 丁目	北大塚	3丁目	西池袋	2/4丁目	長崎	1-6 丁目	南池袋	1/2 丁目
北大塚	1-2 丁目	池袋本町	1-4 丁目	雑司が谷	1-3 丁目	千早	1-4 丁目	西池袋	1/3/5 丁目
南大塚	1-3 丁目	上池袋	1-4 丁目	高田	1-5 丁目	要町	1-3 丁目	池袋	1-4 丁目
		1 3-1		目白	1-5 丁目	高松	1-3 丁目	2	
		12				千川	1-2 丁目		



図 豊島区第2次住宅マスタープラン(平成9年)の地区区分

3) 都市マス地区区分

①地区別整備方針(平成2年)の区分

「豊島区地区別整備方針(平成2年)」では、町名町界等、の歴史的に形成された地区単位を 尊重するとともに、日常の生活行動範囲を律している駅勢圏・鉄道・幹線道路などを踏まえて 下図の13地区に区分している。



図 豊島区地区別整備方針(平成2年)の区分

現行都市マス策定時(平成12年)には、上記地区区分を基本的に踏襲するとともに、区民から寄せられた下記意見を踏まえ、12区分に再編成している(次ページ参照)。

- ・西巣鴨地区の一部と巣鴨地区を統合 ・大塚地区に西巣鴨地区の一部を編入
- ・西池袋4丁目地区を池袋西地区に編入
- ・学習院大学の区域、明治通り西側にあたる目白2丁目を目白地区へ編入
- ・高松地区の名称を、高松・要町・千川地区へ変更
- ・長崎地区の名称を、長崎・千早地区へ変更

②現行都市マスと未来戦略プラン

現行都市マス案と未来戦略プランでは、区分の数の違いに加え、上池袋1丁目周辺や西池袋4丁目の境界が異なっている。区分する際の人口のバランスを考慮した結果と考えられる。

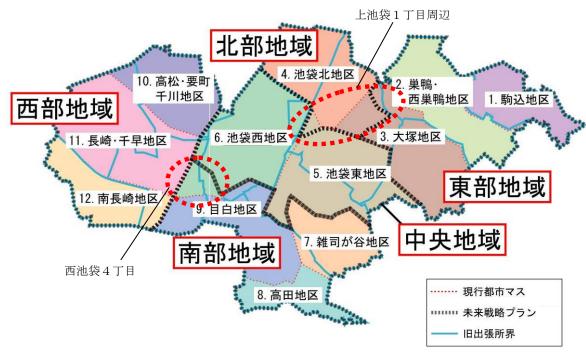


図 現行都市マスと未来戦略プラン

③現行都市マスの区分

道路・交通網:町丁目界をベースとしつつも道路・交通網により地区特性が異なる部分について考慮されている。また、旧出張所界の12区分をおおまかな方向性として踏襲している。



地区区分について (第4回委員会資料の再掲)

1 地区区分(地域別構想)について

都市計画運用指針 (抜粋)

- ○地域別構想の地域の設定は、地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲、区域区分等を考慮し、各地域像を描き施策を位置づける上で適切なまとまりのある空間の範囲とすることが望ましい。
- ○地域別構想においては、全体構想に示された整備の方針等を受け、地域の特性に応じ誘導すべき建築物の用途・形態、地域の課題に応じ地域内に整備すべき諸施設、円滑な都市交通の確保、緑地空間の保全・ 創出、空地の確保、景観形成のため配慮すべき事項等の方針を明らかにすることが望ましい。

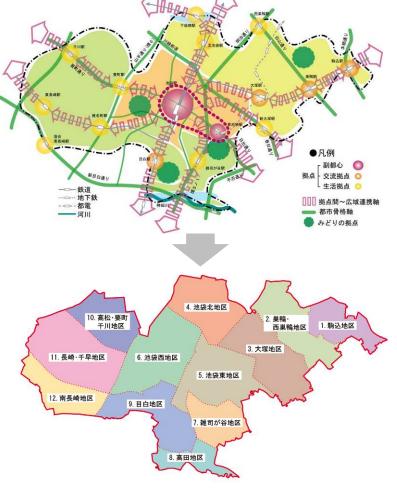
現行の都市計画マスタープランでは、都市計画運用指針を踏まえつつ、

- ①区全域を町名町界等の歴史的に形成された区分をもとに
- ②市街地の特性や都市計画道路などまちづくりの進展
- ③鉄道・幹線道路や駅利用など日常の生活行動の圏域

を考慮して地区区分を設定している。

今回の改定では、

- 〇少子・超高齢社会に対応した拠点の育成、地域資源を生かした魅力ある都市空間づくりの推進 〇区民がまちの将来像や課題をイメージしやすい地区区分による協働のまちづくりの推進
- ⇒ 従来からのきめ細かな地域に密着したまちづくりを総合的に進めていくため、引き続き、現 行の12地区を継承し地域別構想を検討



地区区分	対象町丁目				
駒込地区	駒込1~7丁目				
巣鴨・西巣鴨地区	集鴨1~5丁目				
	西巣鴨2~4丁目				
大塚地区	北大塚1~3丁目				
	南大塚1~3丁目				
	西巣鴨 1 丁目				
	上池袋1丁目				
池袋北地区	池袋本町1~4丁目				
	上池袋2~4丁目				
池袋東地区	東池袋1~5丁目				
	南池袋1・2丁目				
	上池袋2丁目(一部)				
池袋西地区	池袋1~4丁目				
	西池袋1・3~5丁目				
雑司が谷地区	雑司が谷1~3丁目				
	南池袋3~4丁目				
高田地区	高田1~3丁目				
目白地区	目白1~5丁目				
	西池袋2丁目				
高松・要町・千川地区	高松1~3丁目				
	要町1~3丁目の一部				
	千川1・2丁目				
長崎・干早地区	長崎1~6丁目				
	千早1~4丁目				
	要町1~3丁目の一部				
南長崎地区	南長崎1~6丁目				